

# 新宿区教育委員会會議録

## 令和 7 年第 1 2 回定例会

令 和 7 年 1 2 月 4 日

新宿区教育委員会

## 令和7年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和7年12月4日(木)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時18分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	鴨 川 明 子
委 員	古 笛 恵 子	委 員	年 綱 和 代
委 員	的 場 美規子	委 員	津 田 晃 男

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 龍 多	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
教 育 調 整 課 長	徳 永 創	教 育 指 導 課 長	坂 元 龍 二
主 任 指 導 主 事	北 中 啓 勝	統 括 指 導 主 事	池 田 知
教 育 支 援 課 長	菊 地 ゆ み	統 括 指 導 主 事	辻 慎 二
学 校 運 営 課 長	高 橋 和 孝		

### 書記

教 育 調 整 課 查	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係	大 原 颯 人
教 管			

議事日程

議 案

- 日程第1 第71号議案 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 第72号議案 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第73号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 第74号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和7年新宿区教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の会議は、全員出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 承知しました。

---

◎ 第71号議案 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第72号議案 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第73号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第74号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第71号議案 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第72号議案 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第73号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第74号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第71号議案から日程第3 第73号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

次に、日程第4 第74号議案について説明を受け、審議を行います。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいいたします。

それでは、第71号議案から第73号議案の説明を、教育調整課長からお願いいいたします。

○教育調整課長 それでは、「第71号議案 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、東京都との均衡等を踏まえ、幼稚園教育職員の特殊勤務手当について支給対象となる業務の程度及び支給額について改正を行うものです。

第71号議案を御覧いただき、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。このページの裏面以降に今回改正いたします別表がございます。

まず、左上に【別記1】と記載のあります表を御覧ください。

教員特殊業務手当の支給対象となる業務の程度について規定しております別表第1についてです。上が改正後、下が現行のものを記載しております。下線部が改正部分でございまして、まず真ん中の列ですけれども、週休日等に業務に従事する場合について、現行は終日に及ぶ程度（日中7時間45分以上）としていたところ、半日程度（日中4時間以上）に改正いたします。

また、右の列のその他の日につきましても、現行は正規の勤務時間に引き続き、午後11時までとしていたところを、午後9時までに改め、それから午前2時から午前8時までとしていたところを午前4時から午前8時までに改正いたします。

続いて3ページ、こちら【別記2】の表を御覧ください。

教員特殊業務手当の支給範囲と支給額について規定しております別表第2についてでございます。

下線部が改正部分でございまして、左の列に記載のある業務に従事した際の手当の額をそれぞれ7,500円から8,000円へ、500円の増額とするものでございます。

新旧対照表の1ページ目にお戻りいただきまして、附則についてでございます。

この規則は、令和8年1月1日から施行いたします。また、施行日までの勤務に係る教員特殊業務手当のうち、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例によることを規定しております。

なお、本議案には特記事項が付されておりまして、特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものでございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第71号議案の提案理由でございます。

東京都との均衡等を踏まえ、教員特殊業務手当の支給対象となる業務の程度及び支給額について所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第72号議案 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正す

る規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

先月の第3回臨時会で新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正の申出について御決定いただいたところでございますけれども、この条例が改正されることに伴い、同条例で教育委員会規則で定めるとされた義務教育等教員特別手当に係る校務の種類を規定するものでございます。

それでは、第72号議案を御覧いただき、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

その次のページ、新旧対照表の2ページ目の一番上、第2条の2を御覧ください。

今回新設する規定でございまして、校務の種類を幼稚園教育職員が行う全ての園務とする旨、規定いたします。

なお、新旧対照表の1ページ目にお戻りいただきまして、第2条に下線が引かれている部分がございますが、これについては第2条の2を新設することに伴う規定の整備でございます。

行ったり来たりで恐縮でございますけれども、再び新旧対照表の2ページ目にお戻りいただきまして、附則についてでございます。

この規則は、令和8年1月1日から施行いたします。

なお、本議案には特記事項が付されておりまして、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する議案が区議会において原案のとおり可決され、かつ特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものといったものになってございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第72号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためございます。

続きまして、「第73号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、住民基本台帳カードの経過措置としての有効期間が終了すること等を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

それでは、第73号議案を御覧いただき、6枚おめくりいただくと、新旧対照表がございます。そして、もう一枚おめくりいただくと、新旧対照表ページ番号の3ページに保有個人情

報開示請求書の新様式、さらにその次には同じ請求書の旧様式をおつけしています。

旧様式の中段に、3、本人確認等という部分がございまして、イ、請求者本人確認書類に規定しております住民基本台帳カードを削除いたします。また、併せて本人確認書類の項目の整理や、記載欄の拡充等も行ってございます。その次に、保有個人情報訂正請求書、さらにその次には、保有個人情報利用停止請求書のそれぞれの新旧の様式もつけてございますので、こちらも同様に改正を行うものでございます。

なお、附則でございますが、この規則は、令和7年12月29日から施行いたします。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第73号議案の提案理由です。

住民基本台帳カードの経過措置としての有効期間が終了すること等を踏まえ、所要の改正を行う必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明が終わりました。順番に質疑していきたいと思います。

初めに、第71号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第71号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第71号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第72号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第72号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第72号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第73号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第73号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第73号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に第74号議案の説明を教育調整課長からお願ひいたします。

○教育調整課長 それでは、「第74号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」御説明いたします。

議案を1枚おめくりいただきまして、こちらが臨時代理の概要等を記載したものとなってございます。

本来、補正予算案など区長に対して教育委員会の意見を述べる事務につきましては、教育委員会の権限に属するものとして御審議いただく事案ではございますが、令和7年新宿区議会第4回定例会に送付されました令和7年度新宿区一般会計補正予算（第9号）中、歳出第10款教育費につきましては、教育委員会を開催するいとまがなかつたため、教育長が臨時代理を執行し、補正予算（案）に異議がない旨の意見を述べたものでございます。

つきましては、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則に基づき、本議案により教育委員会の承認を受けるものでございます。

1枚おめくりいただきますと、今回の補正予算の概要となっております。今回補正を行う事業は、全部で30事業ございます。このうち、教育委員の報酬改定に伴うものが1事業、教育長及び一般職員の現員現給による調整及び給与改定等に伴うものが12事業、会計年度任用職員の報酬改定等に伴うものが17事業となっております。

なお、会計年度任用職員の補正予算についてですが、報酬改定によりまして教育委員会における会計年度任用職員全職種の報酬が増額となりましたが、職種によっては既に計上されている予算の範囲内で対応可能なものがございましたので、今回不足が生じる事業のみ、補正予算を計上しております。

また、会計年度任用職員の補正予算を計上する17事業につきましては、補正理由が同じで事業数も多いことから、個別の説明につきましては省略させていただきまして、残りの教育委員の報酬、教育長及び一般職員の現員現給による調整及び給与改定等に伴う補正予算について御説明いたします。

初めに、第1項教育総務費、第1目教育委員会費、事業名は委員報酬でございます。

補正予算額は15万円の増で、補正後の予算額は1,564万2,000円でございます。これは報酬改定に伴う教育委員の報酬の変更により、増額を行うものです。

第2目事務局費、事業名は職員費給料でございます。

補正予算額は3,210万6,000円の増で、補正後の予算額は4億56万8,000円となります。こ

れは給与改定等に伴う教育長及び事務局関係職員の給料の変更、並びに事務局関係職員の現員現給による調整により、増額を行うものです。

次に、事業名、職員費、諸手当等でございます。

補正予算額は3,429万6,000円の増で、補正後の予算額は4億9,753万5,000円となります。

こちらも、給与改定等に伴う教育長及び事務局関係職員の手当等の変更、並びに事務局関係職員の現員現給による調整により、増額を行うものです。

次に、2ページをお願いいたします。

第2項小学校費、第1目学校管理費、事業名は職員費、給料です。

補正予算額は1,749万7,000円の減で、補正後の予算額は6,320万8,000円となります。これは給与改定等に伴い、小学校関係職員の給料が変更となるものの、現員現給による調整により減額を行うものです。

次に、事業名、職員費、諸手当等です。

補正予算額は1,288万7,000円の減で、補正後の予算額は6,374万9,000円となります。こちらも給与改定等に伴い、小学校関係職員の手当等が変更となるものの、現員現給による調整により減額を行うものです。

次に、第3項中学校費、第1目学校管理費、事業名は職員費、給料でございます。

補正予算額は458万8,000円の増で、補正後の予算額は5,869万2,000円となります。これは給与改定等に伴う中学校関係職員の給料の変更及び現員現給による調整により、増額を行うものです。

事業名、職員費、諸手当等です。

補正予算額は515万8,000円の増で、補正後の予算額は6,402万5,000円となります。こちらも給与改定等に伴う中学校関係職員の手当等の変更及び現員現給の調整により増額を行うものです。

次に、3ページをお願いいたします。

第4項特別支援学校費、第1目特別支援学校費、事業名、職員費、給料です。

補正予算額は92万6,000円の減で、補正後の予算額は1,482万6,000円となります。これは給与改定等に伴い、特別支援学校関係職員の給料が変更となるものの、現員現給による調整により、減額を行うものです。

次に、事業名、職員費、諸手当等です。

補正予算額は307万1,000円の減で、補正後の予算額は1,602万2,000円となります。こちら

も給与改定等に伴い、特別支援学校関係職員の手当等が変更となるものの、現員現給による調整により、減額を行うものです。

次に、第6項幼稚園費、第1目幼稚園管理費、事業名は職員費、給料です。

補正予算額は431万1,000円の減で、補正後の予算額は2億654万8,000円となります。これは給与改定等に伴い、幼稚園関係職員の給料が変更となるものの、現員現給による調整により、減額を行うものです。

次に、事業名、職員費、諸手当等です。

補正予算額は378万3,000円の減で、補正後の予算額は2億3,306万8,000円となります。こちらも給与改定等に伴い、幼稚園関係職員の手当等が変更となるものの、現員現給による調整により、減額を行うものです。

次に、4ページをお願いいたします。

第7項図書館費、第1目図書館費、事業名、職員費、給料です。

補正予算額は66万4,000円の増で、補正後の予算額は1億6,202万3,000円となります。これは給与改定等に伴い、中央図書館職員の給料の変更及び現員現給による調整により、増額を行うものです。

次に、事業名、職員費、諸手当等です。

補正予算額は507万6,000円の増で、補正後の予算額は1億9,142万8,000円となります。こちらも給与改定等に伴い、中央図書館職員の手当等の変更及び現員現給による調整により、増額を行うものです。

次に、4ページの中段から8ページまで、会計年度任用職員の報酬改定等に伴う補正事業17事業になります。

記載の金額、それから記載の理由により補正を行うものでございます。

以上、補正予算額の合計は6,526万5,000円の増、補正後の教育費の合計は、全体で209億7,702万3,000円となります。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第74号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明が終わりました。第74号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願

いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第74号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第74号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事を終了いたします。

---

○教育長 次に、本日の日程では予定されている報告事項はございませんが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

### ◎ 閉　　会

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後　2時18分閉会